

事 務 連 絡
平成30年1月31日

各都道府県民生主管部（局）
各都道府県児童福祉主管部（局）
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県教育委員会
各都道府県認定こども園担当部（局）
各指定都市・中核市民生主管部（局）
各指定都市・中核市児童福祉主管部（局）
各指定都市・中核市認定こども園担当部（局）

御中

内閣府子ども・子育て本部

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

厚生労働省子ども家庭局保育課

リーフレット「ジャガイモ中の天然毒素による食中毒を予防するためにできること」の周知について（依頼）

日頃より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、農林水産省消費・安全局食品安全政策課により別添のリーフレット「ジャガイモ中の天然毒素による食中毒を予防するためにできること」が作成されました。

つきましては、ジャガイモに含まれる天然毒素を原因とした食中毒の発生を未然に防止するため、貴管内の教育・保育施設等へ本リーフレットについて別紙の配布申込方法とともに周知いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内の市区町村に対して周知を行うようお願いいたします。

なお、本リーフレットは以下の URL からもご覧いただけます。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/solanine/index.html>

写

29消安第5413号
平成30年1月26日

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 殿
厚生労働省子ども家庭局保育課長

農林水産省消費・安全局
食品安全政策課長

リーフレット「ジャガイモによる食中毒を予防するためにできること」の周知に
ついて（依頼）

近年、ジャガイモに含まれる天然毒素を原因とした食中毒が毎年発生していることを踏まえ、今般、学校や家庭等の菜園でジャガイモを栽培し、保管、調理する時の注意事項をまとめたリーフレットを別添のとおり作成しました。

つきましては、ジャガイモに含まれる天然毒素を原因とした食中毒の発生を未然に防止するため、貴府省所管の教育・保育施設等の関係者に、本リーフレットについて別紙の配布申込方法とともに周知いただきますようお願いいたします。

なお、本リーフレットは以下の URL からもご覧いただけます。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/solanine/yobou/yobou.html#04>

担当：

農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課
製造流通安全企画班 青木、福地

電話：03-3502-7674

FAX：03-3597-0329

リーフレット「ジャガイモによる食中毒を予防するためにできること」の配布申込方法について

本リーフレットをご希望の方は、以下の1又は2の方法によりお申し込みください。送料を含め、希望部数を無料でお送りします。なお、リーフレットは、平成30年2月下旬以降に農林水産省又は農林水産省が契約した業者からお送りします。

1 農林水産省ウェブサイトからのお申し込み

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/seisaku/system/jagaimo_leaflet.html

からお申し込みください。

2 FAXによるお申し込み

以下に必要事項をご記入の上、FAX番号03-3597-0329まで本用紙をお送りください。

ふりがな	ふりがな
お名前	御所属*
ふりがな	
送付先の御住所 〒	
御連絡先	リーフレット希望部数 部
その他特記事項	

* 小学校、幼稚園の教員の方や保育園の保育士の方は、所属される施設の名称をご記入ください。

配布に関するお問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課（担当：青木、福地）

電話：03-3502-7674、FAX：03-3597-0329

北海道農政事務所 消費・安全部 消費生活課 電話：011-330-8813

東北農政局 消費・安全部 消費生活課 電話：022-221-6093

関東農政局 消費・安全部 消費生活課 電話：048-740-0095

北陸農政局 消費・安全部 消費生活課 電話：076-232-4227

東海農政局 消費・安全部 消費生活課 電話：052-223-4651

近畿農政局 消費・安全部 消費生活課 電話：075-414-9771

中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課 電話：086-224-9428

九州農政局 消費・安全部 消費生活課 電話：096-300-6119

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課 電話：098-866-1672

学校や家庭等の菜園でジャガイモ栽培を行う皆様へ

ジャガイモによる食中毒を予防するためにできること

ジャガイモには、炭水化物やビタミンなどの栄養素が多く含まれるほか、微量の天然毒素が含まれています。毒素が増えると、おう吐や腹痛を起こすことがあるので、ジャガイモの栽培から収穫まできちんと取扱うように気をつけましょう。

ジャガイモを学校や家庭等の菜園で栽培し、調理して食べるときの注意点を紹介します。

～ 天然毒素の特徴と食中毒予防のポイント ～

- ・ イモに光（日光、蛍光灯）が当たると増える
↳ ポイント① イモに光を当てない
- ・ 未熟なイモでは、濃度が高いことがある
↳ ポイント② イモは大きく育て、熟してから収穫する
- ・ イモを傷つけると増える
↳ ポイント③ 収穫、保管時にイモを傷つけない
- ・ 芽とその周辺や緑色の部分では、濃度が高い
↳ ポイント④ 芽とその周辺や緑色の部分は除く
- ・ 皮では、内側の部分より濃度が高い
↳ ポイント⑤ 皮はできるだけむく
- ・ 濃度が高いとイモが苦くなる
↳ ポイント⑥ 苦みやえぐみのあるイモは食べない



平成30年1月

MAFF
農林水産省



I 栽培する時の注意点

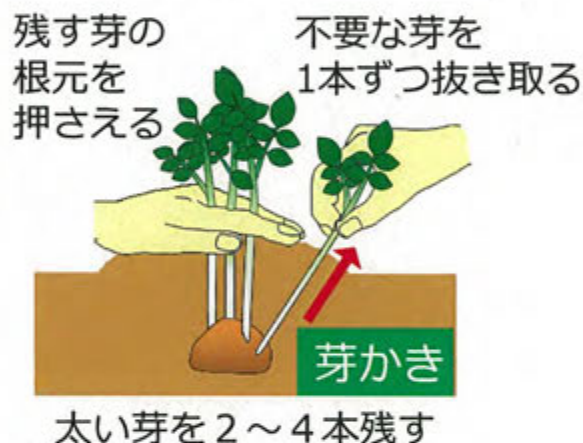
ポイント① イモに光を当てない

ポイント② イモは大きく育て、熟してから収穫する

1 種イモを植え付ける時に、

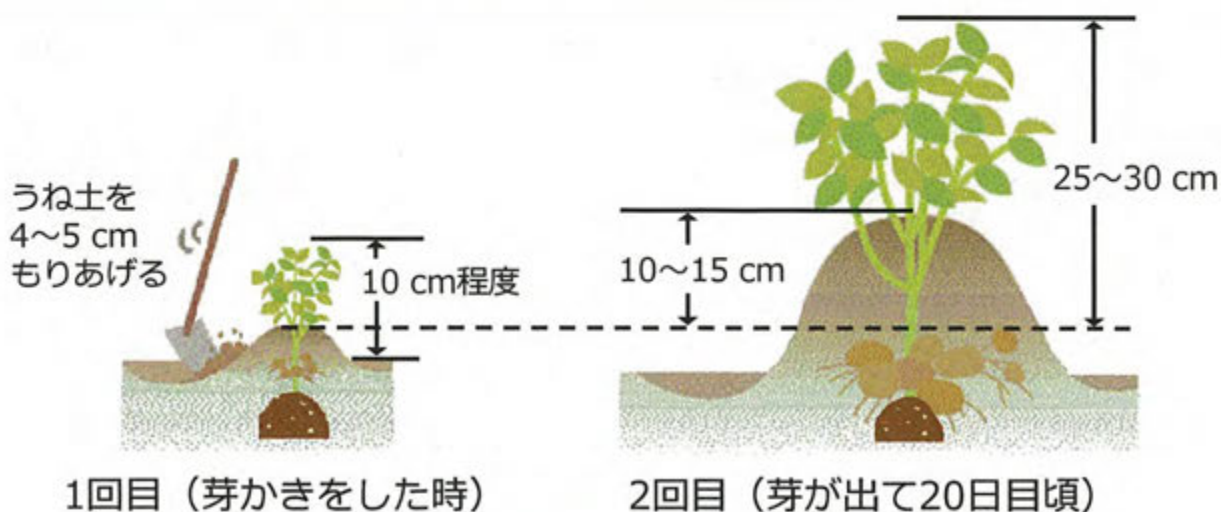
- ・ 十分な量の肥料をまきましょう（ジャガイモ用肥料が市販されています。）。
- ・ 種イモと種イモの間は30 cm程度の間隔をあけましょう。

2 芽が出て、10 cmほど伸びたら、太い芽を2~4本ほど残して他の芽を抜き取る「芽かき」をしましょう。



3 イモが地面の外に出ないよう「土寄せ」をしましょう。

土寄せは、①芽かきをした時、②地上部が25~30 cmになった時（芽が出て20日目頃）の2回行いましょう。



土寄せ

Ⅱ 収穫する時の注意点

ポイント① イモに光を当てない

ポイント② イモは大きく育て、熟してから収穫する

ポイント③ 収穫、保管時にイモを傷つけない

- 1 茎葉全体が黄色くなってから、土が乾いた日に収穫しましょう。
- 2 十分に熟して大きくなったイモだけを収穫しましょう。
- 3 イモを傷を付けないよう掘り起こしましょう。
- 4 収穫したイモは、日かげの風通しのよい場所で乾燥させ、表面が乾いたら、土を落として保管しましょう。



Ⅲ 保管する時の注意点

ポイント① イモに光を当てない

ポイント③ 収穫、保管時にイモを傷つけない

- 収穫したイモは早めに食べましょう。保管する場合は、
- 1 涼しくて通気性が良く、真っ暗な場所に保管しましょう。
 - 2 傷を付けないよう保管しましょう。



(左)緑色になったイモ
(右)通常のイモ



芽が出たイモ

IV 調理して食べる時の注意点

ポイント④ 芽とその周辺や緑色の部分は除く

ポイント⑤ 皮はできるだけむく

ポイント⑥ 苦みやえぐみのあるイモは食べない

調理

- 1 芽は、まわりの部分も含めて取り除きましょう。
- 2 皮はできるだけむきましょう。特に緑色の部分は厚めにむき、その周囲もしっかり皮をむきましょう。



※ ジャガイモ中の天然毒素は、加熱調理しても減りません。芽や皮を除くことで、毒素の量を減らせます。

食べる時

- 1 未熟なイモや小さなイモはたくさん食べないようにしましょう。そういうイモを皮付きで調理したら、皮は残しましょう。
- 2 苦みやえぐみを感じたら食べないようにしましょう。

<さらに詳しく知りたい方は、以下のウェブサイトをご覧ください>

○ジャガイモ中の天然毒素について

農林水産省ウェブサイト「食品中のソラニン・チャコニンに関する情報」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/solanine/index.html>

○ジャガイモの栽培方法について

農林水産省ウェブサイト「ジャガイモ『そだててみよう!』」

http://www.maff.go.jp/j/agri_school/a_tanken/zyaga/04.html

(財)いも類振興会「おいもの教材」

http://www.jrt.gr.jp/imoshin/manual_menu.html

発行者 農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課

電話 03-3502-7674

発行 2018年1月

事 務 連 絡
平成30年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学担当課
各国公私立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の活用について

危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、全ての学校（専修学校を含む。以下同じ。）において作成が義務付けられています。

文部科学省では、危機管理マニュアル作成の手引となる参考資料「学校の危機管理マニュアル」（平成19年11月）及び「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月）を各学校等へ配付するとともに、様々な安全上の課題への対応等について随時周知し、危機管理マニュアルの作成・見直しを依頼してきたところです。

この度、事件や事故、自然災害への対応に加えて、近年の学校や児童生徒等を取り巻く様々な安全上の課題や「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）、「第2次学校安全の推進に関する計画」（平成29年3月閣議決定）等を踏まえ、従前の参考資料を基に、「学校の危機管理マニュアル」に基本的な対応方法や留意点等を大幅に追記して改訂を行った「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（以下「手引」という。）を作成しました。

平成30年2月14日付の事務連絡により、手引の一部である「新たな危機事象への対応」を事前送付させていただいておりますが、文部科学省の学校安全ポータルサイトに手引全体を掲載しましたので、各学校においては、別記の留意点も参考に、本手引を活用して危機管理マニュアルの作成・見直しを行っていただき、設置者におかれては、自治体の関係部局及び関係機関と連携を強化し、学校への情報伝達方法や避難方法等について情報共有を事前に図るなど学校安全に関する更なる取組の推進をお願いします。

また、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、各種学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校

法人，学校及び各種学校に対して，各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して，構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して，厚生労働省の専修学校主管課におかれては，所管の専修学校に対して，都道府県認定こども園主管課においては，域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して，周知していただくようお願いします。

なお，別紙のとおり，消防庁より「全国瞬時警報システム（Jアラート）で配信するメッセージの一部変更について」が発出されております。危機管理マニュアルの作成に当たっては，最新の情報が反映されるよう御留意ください。

記

- 1 各学校の実情（学校の立地する環境，学校規模，児童生徒等の年齢や通学の状況等）に応じて想定される危険を明確にし，危険等発生時の対処方法を検討すること。
- 2 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し，安全管理と安全教育の両面から取組を行うこと。
- 3 全ての教職員の役割分担を明確にし，共通理解を図ること。
- 4 家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに，協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行うこと。
- 5 作成した危機管理マニュアルは，訓練等を基に検証し，実際に機能するかどうか，専門家からの指導・助言等も踏まえ，定期的に見直し・改善を行うこと。

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」は以下のURLに掲載していますのでご確認ください。

学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」
（<https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index.html>）

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課学校安全係
tel：03-5253-4111（2917） fax：03-6734-3794

事 務 連 絡

平成 30 年 2 月 15 日

各都道府県防災・国民保護担当課 御中

消防庁国民保護・防災部防災課
国民保護室
国民保護運用室

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）で配信するメッセージの
一部変更について

北朝鮮からミサイルが発射された際にＪアラートで配信するメッセージについて、下記のとおり変更されましたので、お知らせします。

つきましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨を周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

（変更内容）

メッセージの末尾において、「...模様です」、「推定されます」、「可能性がありま
す」と複数の表現が混在していたことから、「...ものとみられます」へ統一

詳細は、国民保護ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/jalert.html>